明治地区　地域の未来づくり懇談会　開催概要

１　**日時**　令和８年８月４日(火)　１９時００分～２０時００分

２　**場所**　明治地区公民館

３　**出席者**　地区１５名　市１１名【市民生活部環境局長（生活環境課）、農林水産部長（林務水産課）、都市整備部長（河川公園課）、市民生活部長（協働推進課）】

４　**テーマ**　①地域の活性化につながる事業の推進について
②風力発電について

５　**概要**

【地元あいさつ】

現在、明治地区も他の地域と同じように高齢化、過疎化という問題を抱えている中で、今、住民が一番不安に思っているようなテーマを提起した。忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思う。

【市民生活部長あいさつ】

明治地区は、ひとづくり、地域づくりをコミュニティ計画の目標に掲げておられ、自然や歴史、人材、材料を生かした交流事業に取り組まれている。本日のテーマについて、先ほど会長が、住民が不安に思っている題材だとおっしゃった。地域の皆様のお話を聞かせていただきながら意見交換をさせていただきたいと思う。

テーマ①地域の活性化につながる事業の推進について

【地元(説明)】

明治地区は自然豊かで、市民が森林浴などを楽しめる憩いの場として、森林公園にスキー場、テニス場、バンガロー、キャンプ場などの設備がある。経年劣化によって設備は老朽化し、利用客も減少傾向にある。

具体的な地域の取組としては、郷づくり協議会健康福祉人権部が主体となって毎年、「森林ウォーク in 安蔵」を実施している。近年は台風被害で中止したが、それまでは１０年以上実施していた。明治地区外の方の参加も多く、毎年４０人から５０人程度来ていただいている。また、安蔵まつりは地域とさまざまな管理者との協賛で実施され、河内が農産物を出店したりして人気になっている。傘踊りの披露などされ人気を博している。

スキー場のリフトは腰に当てて上がる形状なので、慣れない人は転んで引きずられながら上がるような格好になってしまう。建物も老朽化し利用客も減少しているので、全体的に下火になっている。明治小学校は以前からスキー教室が開催されていて、明治っ子はスキーがうまいと評判だったが、いつからかスキー教室も中断されて寂しく思っている。雪質が良く、雪が残る３月頃までスキーが可能なので、地域内外からスキーやそり遊びに来られる。設備の老朽化が進んでい

るので修繕してほしい。キャンプ場もあるので拡充整備し、スキー場の整備と本格的なリフトの導入が進めば、この辺りがより盛んになるのではないかと思う。

市では鳥取駅周辺の有効活用を検討しているとの発表もあった。そこに来た人が、足を延ばして安蔵森林公園に来てくださるかもしれないし、フィールドアスレチックや滑り台の設備もあれば市民の憩いの場として活性化するのではないか。

安蔵森林公園に向かう道の途中にも数か所遊具が設置されていたが、ほったらかしになっている。そこも含めて整備すれば、より賑やかになると思う。滑り台があったところは、今は射撃場になっているようだ。

【林務水産課】

安蔵森林公園は令和５年の災害以降休園していたが、今年６月末に再オープンした。施設は老朽化し修繕が必要なところも多く、再オープンにあたって修繕可能なものについては指定管理者と鳥取市が修繕を行っている。具体的には、内部機器、冷蔵庫や水道機器、バンガローの腐食部分などである。今後も経年により修繕の必要な箇所が出てくれば、指定管理者と協議したうえで利用者に支障がないよう計画的に修繕しながら運営できる形を取りたい。

キャンプ場の拡充整備について。宿泊人数としては、現在オートキャンプ場の区画が１１区画、宿泊施設としてバンガローが５棟あり、その他に管理棟のみやま荘がある。安蔵森林公園が特徴的でさまざまな魅力があり、今後利用者が増加すればよいが、現状では利用希望者をお断りするような状況が発生していないので、施設の拡充までは検討していないところである。

【河川公園課】

テニスコート、スキー場、公園について。

公園はここ数年なかなか予算が確保できなかったが、ようやく一昨年ぐらいから確保できるようになった。第一弾として、スキー場のそりの利用が多いことから、人工芝の全面的な張替えを先日完了した。また、テニスコートの部分修繕も完了したところである。

スキー場のリフトの話は以前からお聞きしている。搭乗型にしようとすると、安蔵公園の規模では４億円ほど必要だと言われている。ただ、今のリフトもかなり老朽化し部品交換に苦慮しているところである。札幌や新潟で実例があるが、現在動く歩道のようなリフトが開発されており、コスト的にも少し安価でできそうなので、来年度に向けて予算要求したいと考えている。以前から公園だけでなくトイレも再三苦情をいただいているので、併せてトイレ修繕にも向かいたい。

アスレチックや遊具については今すぐの対応は難しいため、公園を活用できる方法として、指定管理受託事業者が試験的にサバイバルゲームフィールドを始めた。この利用者が年間約６００人と非常に多く、指定管理受託事業者が部分的な修繕に対応できるほどの収益が出ている。もともと公園部分なので、遊具が復旧できるよういろいろな方策を打っていきたいと考えている。

それ以外に、スキー場は安蔵集落の水源を使わせていただいているが、令和５年の災害以降は状況があまり良くないので、一か月ほど前に濾過槽の入れ替えを行った。現在は水質状況を確認している。

この公園事業は３７年前に始まった。老朽化してなかなか整備に手を付けられなかったところもあるが、林務水産課が管理している安蔵森林公園が再オープンしたので、相乗効果が出るよう、公園側もできる限りのことを行っていきたい。

【地元】

市の方で整備についていろいろ考えておられ、安蔵公園が良くなってきていることが分かった。地元だけでなく鳥取市の憩いの場として活用が増えてくるのではないかとうれしく思い、明るい希望を持った。

テーマ②風力発電について

【地元(説明)】

(A) 明治地区、東郷地区、神戸地区、西郷地区にまたがる日本風力発電エネルギー株式会社が進めている大型風力発電計画をこの地域には中止していただくことをお願いする。

(B) 陸上大型風力発電建設に係る建設場所の鳥取市のガイドライン策定をお願いする。

(テーマの背景・理由)

当４地区に急峻な山の上での大型風力発電計画は、取り返しのつかない大きなリスクがある。保安林解除は困難な中、森林伐採し、莫大な量の切土・盛土の大工事は山の姿が変貌する。近年の天候不順による線状降水帯は斜面崩壊・土石流を誘発し、保水力が減退した開発場所はてきめんで、下流地域の河川の氾濫が起こり悲惨な事態となる。逆に、渇水期には山林の保水力が減退し、下流の地域では田んぼの水が確保できない。この問題がこの地域には建設してはならない最大の理由である。

風車の立地場所と近距離にある小学校、民家は土石流の被害、騒音、低周波音のリスクが問題視される。

大規模な山林開発での風車の稼働は、平穏な里山の生態系バランスの調和がとれなくなることが予想される。野生生物の人里への侵入、猛禽類の生息も危ぶまれる。無理な開発行為は、山間地域の自然破壊を加速させることが想定される。

(地域の取組)

発電計画が表面化して以来、当４地区で大型風力発電に関する勉強会を実施した。合同で武田恵生氏の講演会を開催し、大型風車の真実、怖さを知った。また、明治地区主催で清末幸久氏による生態系（生物多様性保全）の講演会、小玉芳敬氏による地形・地層について（明治地区の山は安定しているが人工改変により不均衡となる可能性がある）の勉強をしてきた。

令和２年には風車建設反対の要望書を鳥取市長、鳥取県知事へ提出した。（14,108 筆）

明治地区は地区区長会、続いて、地区まちづくり協議会・明治小学校ＰＴＡ・地区子ども会・地区社会福祉協議会・地区体育会・地区老人クラブ・地区消防団・地区女性の会による風車計画反対を令和２年６月５日に決議した。以降、毎年反対決議をしている。

令和５年には、松上地内で鳥取県に裏山診断を実施していただき、特に坂根集落はレッドゾーン地域があり大変危険な場所であることを指摘された。

（課題・質問）

事業者は説明会を行ったが丁寧な説明はなく、つっこんだ質問には「あとで回答します」と言って、全く誠実さがない。大事業でありながら全く信用できない。

わずかにいる推進派の地権者と反対派の地域住民との間に分断が生じ、地域に明るさを失ってきている。

事業者は低周波音のリスクは問題ないと言うが、日本、海外でも以前から公表されており、最近でも海外でデータを発表している。明治地区でも小学校、民家が近距離にあり、切実な問題である。

風車の立地場所の標高・法面勾配、小学校・民家との距離は最優先で基準を策定してほしい。行政の視点で真摯に取り組んでほしい。

【市民生活部環境局長】

脱炭素社会あるいは地球温暖化対策を実現していくために、再生可能エネルギーの導入は必要だと考えているが、一方で、災害防止や本市固有の歴史文化、景観、自然環境および生活環境の保全に配慮しながら整備をしていくことも必要であり、関係法令や条例、規則に沿って適切な判断を行っていくことになると考えている。

再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法、通称再エネ特措法は、国が事業規律を強化するための法改正を行い、令和６年４月から全面施行されている。この法改正に沿って事業計画段階から適切かつ厳格に対応することにより、山への再エネ設備設置の抑制、抑止力になるものと考えている。

当面はこの改正法に基づき、関係機関と連絡を密にしながら、事業計画段階の申請状況を注意深く監視していきたいと考えている。

【生活環境課】

令和２年の再エネ特措法の改正では、環境影響評価を行う風力発電事業であれば、令和２年１２月１日から８年以内に電力接続しない場合、平成３０年に取得したＦＩＴの２０年の価格保証が少しずつ短くなっていく。基準日は運用開始期限である令和１０年１１月３０日である。

事業者のホームページでは、風力発電の商業運転開始が令和１２年中と掲載されている。昨年から報道のある西部３町は、調査は鳥取市より若干進んでいるようだが、着工は早くても令和１１年から１２年、そこから工事が３年必要と事業者が説明している。案件としてはタイミングが

一緒だが、西部の事業ですらＦＩＴ価格での売電が４、５年は削られるような状況になっている。

仮に環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きが完了しても、各種許認可が必要となる。この事業を実施するにあたり、開発行為などいろいろな手続きが完了しなければ工事にはかかれない。また、保安林解除は鳥取市ではここ数年ないが、基本的には保安林の指定要件を示さなくなった時に解除となるものであり、開発行為の場合は、公共性がなければ保安林解除はしないと県から説明を受けている。一般的には、再エネ事業に関して現時点の法律では、公共性のある事業には該当しないことになっている。

令和２年にはなかった盛土法の手続きも増えており、この数年でだいぶ状況が変わってきている。

国の説明資料の抜粋をお配りした。

計画段階の周辺地域への事前周知の要件化についてご説明する。今回のＦＩＴは９筆が登録されており、これだけの大事業だと事業用地が増える。すると事業用地変更の扱いとなり、説明会の要件に当たると国に確認している。説明会は、鳥取市が示した範囲で行うことになっており、本市では該当の地区だけでなく下流域も含めるものと考えている。

運転終了後については、廃棄等費用の外部積み立てが開始されており、風力に関しては来年４月１日から対象になる。

許認可の要件化については、森林法、砂防３法、盛土法の認可の３つの要件をクリアしなければ事業の申請を受け付けないことになっている。山に関しては国がかなり厳しく舵を切っているというのが現状である。

説明会を行うことになった場合の細かい要件についても資料をお配りしている。

【地元】

盛土条例は、風力発電に関してはどういった位置づけの条例になるか。

【都市整備部長】

盛土規制法は鳥取市全域にかかっている。まちなかでも山でも申請条件に該当する場合には、必ず事業者が申請しなければならない。

例えば風力発電であれば、風力発電設備の構造物を設置するための盛土や切土、搬入路工事用道路の盛土や切土などが将来的に法面の崩落などの土砂災害に繋がらないように、公共事業並みに行政が構造をチェックし、許可していくものである。将来に向けて、大きな被害を周辺に出さないようにするための規制である。

【地元】

風力発電に関しては、この盛土と山の水が大きな問題である。盛土規制法では、事業者が計画を出した段階でチェックするのか。

【生活環境課】

明治地区等で建設に向けて環境アセスメントを進めている再エネ事業の場合は、環境影響評価法の環境アセスメントの評価書が受理され手続きが終われば、各種法令（盛土法、森林法など）手続きに進むが、環境アセスメントの手続中であっても並行して各種法令申請の相談ができるようになっている。

【生活環境課補足記載】

具体的な風車建設の場所が決まらなければ、各種法令（盛土法、森林法など）についての相談や申請を行うことはできない申請もあります。

【地元】

鳥取市も法律に照らしながら対応している。何でもかんでも作ればいいというような立場ではなく慎重に考えているとのことであり、市の立場は理解できたと思う。地区としても非常に強い思いを持ってこの問題に臨んでいることを理解いただけたと思う。

【市民生活部長】

本日は限られた時間の中、さまざまなお話をお聞かせいただき感謝申し上げる。いずれも地域づくりの中で大変な重要な内容だと感じさせていただいた。本市も引き続き真摯に対応してまいりたい。